

平成 27 年 6 月 30 日(火)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構 (理事長 菅野和夫)
企業と雇用部門 副主任研究員 周 燕飛
(代表電話) 03-5903-6111 (URL) <http://www.jil.go.jp/>

育休と時短の利用が拡大・ひとり親世帯の低所得層と貧困層が増加 「第3回(2014)子育て世帯全国調査」結果速報

労働政策研究・研修機構は平成 26 年 11 月、子育て中の男女の仕事に対する支援策のあり方を検討するため、母子世帯(724)、父子世帯(53)とふたり親世帯(1,416)等計 2,197 子育て世帯の生活状況およびその保護者の就業実態や公的支援についての要望などを調査しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

調査結果のポイント

<ひとり親世帯と多子世帯の暮らし向きは厳しい>

ふたり親世帯の 11.8%、ひとり親世帯の 27.3%は暮らし向きが「大変苦しい」と回答している。子ども数で見ると、「子 1 人」世帯の 12.4%、「子 2 人」世帯の 13.0%、「子 3 人以上」世帯の 17.0%は暮らし向きが「大変苦しい」と回答している。(5 頁、図表 1-1)

<ふたり親世帯の低所得世帯比率は減少傾向、ひとり親世帯は逆に増加>

税込所得 300 万円未満の低所得世帯は、ふたり親世帯の 4.6%であり、第 1 回(2011)調査と第 2 回(2012)調査時と比べて減少傾向にある。一方、ひとり親世帯の 59.9%が低所得世帯であり、第 1 回調査と第 2 回調査時より増えている。(6 頁、図表 1-2)

<ふたり親世帯の貧困率は横ばい、ひとり親世帯の貧困率は悪化>

等価可処分所得が貧困線以下の貧困世帯の割合は、子育て世帯全体では 13.2%、ふたり親世帯では 7.3%、ひとり親世帯では 54.2%となっている。そのうち、ふたり親世帯の貧困率は前回調査時に比べて 0.2 ポイント低下しているが、ひとり親世帯の貧困率が前回調査の 38.4%から大きく上昇している。(7 頁、図表 1-3)

<社会保障給付の平均額は 29.2 万円、子育て世帯総収入の 7.3%相当>

公的年金、児童手当、生活保護費などを含む社会保障給付の平均額は、世帯全体 29.2 万円、ふたり親世帯 25.0 万円、ひとり親世帯 59.9 万円である。社会保障給付の対世帯総収入比は、世帯全体 7.3%、ふたり親世帯 4.7%、ひとり親世帯 26.5%となっている。(26 頁、図表 5-6)

< 「(父子間の)面会交流あり」の場合、養育費の受取率は11ポイント高くなる >

離婚母子世帯のうち、離婚した父親から養育費を受取っているのが17.2%となっており、前回調査時と比べて3.2ポイント増加している。そのうち、離婚した父親が子どもとの間に「面会交流あり」の場合、養育費の受取率が24.4%で、「面会交流なし」の場合(13.4%)より11.0ポイント高い。(14頁、図表3-3)

< 4割強の母親は、第1子の妊娠や出産を機に仕事をやめている >

第1子の妊娠判明直前(t1)では有業であったが、出産3ヵ月後(t2)または出産1年後(t3)に無職となった「出産退職」の母親は、全体の43.1%を占めている。一方、t1-t3のいずれの時期においても有業だった、いわゆる「就業継続」した母親は、32.7%である。そのうち、妊娠前有業だった母親の出産後就業継続率は、43.1%となる。(18頁、図表4-2)

< 2010-14年に第1子を出産した女性の「育休経験率」は35.1% >

これまでに育児休業制度を利用したことがある母親の割合(育休経験率)は、21.1%である。育休経験率は、第1回調査(17.8%)と第2回調査(19.6%)に続き、上昇傾向にある。育休経験率は、第1子を出産した時期が「2000-2004年」では17.0%、「2005-09年」では26.1%、「2010-14年」では35.1%となっている。(22頁、図表5-2)

< 3歳未満の子どものいる有業女性の14.3%が短時間勤務制度利用中 >

子育て中の女性全体では、これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合(時短経験率)は8.4%で、前回調査時より2.9ポイント上昇している。有業母親のうち、短時間勤務制度を利用中の者は4.3%である。時短利用中の比率が高いのは、2010年以降に第1子を出産した有業母親(15.7%)と末子が3歳未満の有業母親(14.3%)である。(23頁、図表5-3)

< 6歳未満の子どものいる世帯のうち、保育待機世帯は5.1% >

6歳未満の子どものを育てている世帯の保育所利用率は38.5%であり、一番下の子どもが現に保育所を利用しておらず、認可保育所を申し込んだが入所できなかった保育待機世帯は、5.1%である。認可保育所の待機率がとくに高いのは、低年齢児童のいる世帯(0歳児11.4%、1歳児6.4%、2歳児2.7%、3歳児4.1%)である。(25頁、図表5-5)

< ひとり親と低学歴層は、「金銭的支援」を選好する傾向がある >

保護者が望む公的支援の1位は「金銭的援助」である。ひとり親はふたり親に比べて、「金銭的支援」を選ぶ割合が高く(82.2% vs. 74.9%)、「保育サービス」(43.1% vs. 51.4%)と「休業・休暇の期間延長」(9.3% vs. 16.2%)を選ぶ割合は低い。低学歴層は高学歴層に比べて、「金銭的支援」を選ぶ割合が高く(79.8% vs. 72.8%)、「保育サービス」(43.7% vs. 55.2%)と「休業・休暇の期間延長」(11.0% vs. 18.5%)を選ぶ割合は低い。(27頁、図表5-7)

詳細な調査結果は、JILPT調査シリーズ No.145 として公表予定。

調査の趣旨・目的

本調査は、2011年と2012年に行われた第1回と第2回「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（略称：子育て世帯全国調査）に続く第3回調査である。

子育て世帯の生活状況と保護者の就業実態などを調査し、今後の保護者の仕事に対する支援策のあり方等を検討するための基礎資料を収集することが主な目的である。

調査の概要

1. 標本設計

母集団：末子が18歳未満のふたり親世帯またはひとり親世帯
(いずれも核家族世帯に限らず、祖父母等親族との同居世帯を含む)

調査対象地域：全国

調査地点数：175

標本数：ふたり親世帯 2,000 ひとり親世帯 2,000

標本抽出方法：住民基本台帳から層化二段無作為抽出

2. 調査方法

訪問留置回収法（うち、47票は調査協力者本人のご希望により郵送回収）

3. 調査期間

2014年11月～12月（原則として11月1日時点の状況を調査）

4. 回収状況

（調査設計ベースでの世帯類型別有効回答数と有効回収率）

世帯計	有効回答数 2,197 票（有効回収率 54.9%）
ふたり親世帯	有効回答数 1,221 票（有効回収率 61.1%）
ひとり親世帯	有効回答数 976 票（有効回収率 48.8%）

（本人確認・回答状況等に基づいて入れ替えを行った後の世帯類型別有効回答数）

ふたり親世帯	1,416 票（うち、48票は父親回答）
原則として、ふたり親世帯の場合は、母親が調査票に回答するよう依頼している。	
母子世帯	724 票
父子世帯	53 票
その他世帯	4 票

2,197 有効回答票のうち、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致するのは、1,944 票（88.5%）である。一方、調査設計ベースでの世帯類型と実際の世帯類型が一致しないのは、253 票（11.5%）である。

Ⅲ 回答者属性

図表〇-1は、世帯および母（父）親の基本属性について、厚生労働省が行った2つの全国調査－「国民生活基礎調査2013」、「全国母子世帯等調査2011」－と「子育て世帯全国調査」との比較である。

世帯人員数、子ども数、末子の年齢、保護者の平均年齢、同居率等の世帯属性について、本調査の平均値は、他の2つの全国調査とほとんど変わらないことが分かる。なお、「全国母子世帯等調査」と比べ、本調査では母子世帯の母親の有業率、就業所得、ひとり親の持家比率はやや高めになっている。

図表〇-1 基本属性の比較

	ふたり親世帯				母子世帯				父子世帯*			
	子育て世帯全国調査			国民生活 基礎調査 2013	子育て世帯全国調査			全国母子 世帯等調 査2011	子育て世帯全国調査			全国母子 世帯等調 査2011
	第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)		第1回 (2011)	第2回 (2012)	第3回 (2014)	
世帯人員（人）	4.5	4.3	4.3	4.01	3.6	3.4	3.3	3.4	3.9	3.9	3.3	3.8
子ども数（人）	2.1	2.1	2.1	1.7	1.8	1.8	1.9	N.A.	1.9	1.9	1.8	N.A.
末子の年齢（歳）	7.6	7.8	7.6	N.A.	10.1	10.3	10.3	10.7	11.0	11.9	11.9	12.3
親との同居率	24.4%	18.9%	22.5%	16.3%	39.8%	33.4%	31.1%	28.5%	57.9%	58.5%	36.5%	50.3%
本人または配偶者名義の持家比率	58.8%	56.7%	58.4%	N.A.	18.4%	21.2%	16.7%	11.2%	50.1%	47.6%	43.6%	40.3%
母（父）親の有業率	60.0%	68.3%	70.6%	63.1%※	84.1%	86.1%	88.6%	80.6%	94.5%	96.8%	88.2%	91.3%
母（父）親の就業状況－無業	40.0%	32.5%	30.4%	36.9%※	15.9%	13.9%	11.5%	15.0%	5.5%	3.2%	11.8%	5.3%
－正社員	16.7%	21.4%	19.8%	19.4%※	32.0%	31.6%	38.2%	31.7%	78.9%	62.7%	66.0%	61.3%
－パート・アルバイト	29.4%	31.9%	34.4%	29.8%※	34.4%	33.9%	33.6%	38.2%	0.6%	2.7%	1.9%	7.3%
－派遣・契約社員等	13.8%	14.3%	15.4%	13.9%※	17.7%	20.6%	16.7%	15.1%	15.1%	31.4%	20.3%	26.1%
母（父）親の年齢（歳）	39.6	40.0	40.1	N.A.	39.8	40.1	40.2	39.7	44.3	43.7	43.8	44.7
母（父）親の最終学歴－中学校	4.7%	4.0%	3.3%	3.7%※	8.0%	11.5%	10.3%	13.3%	4.2%	13.2%	14.1%	15.4%
－高校	37.6%	37.6%	32.8%	38.7%※	46.9%	46.4%	43.2%	48.0%	55.6%	45.1%	39.3%	51.6%
－短大・高専・専修学校他	40.3%	41.5%	42.1%	38.8%※	34.8%	34.7%	35.9%	31.8%	12.2%	15.7%	15.0%	17.4%
－大学・大学院	17.4%	16.9%	21.8%	18.7%※	10.3%	7.5%	10.6%	6.9%	28.1%	26.1%	31.7%	15.6%
世帯所得（税込、万円）	628.8	672.6	702.3	673.2	302.0	330.4	329.0	291.0	547.7	573.9	425.3	455.0
母（父）親の就業所得（万円）	115.0	133.0	119.6	N.A.	174.6	200.4	236.1	181.0	425.2	446.1	376.5	360.0
有効回答数	1,435	1,508	1,416	—	699	621	724	1,648	84	65	53	561

注：(1) 以下の集計にあたっては、全国64のブロックと世帯類型ごとに母集団数（国勢調査による）と有効回答数の比率により復元倍率を定め、この復元倍率によりウェイトバック集計を行っている。

(2) ふたり親世帯の場合、就業状況、就業所得、年齢および学歴は母親についての集計結果である。パーセンテージは、無回答を除いた構成比である。

(3) 国民生活基礎調査の数値は、18歳未満の児童のいる世帯全体（ひとり親世帯を含む）についてのものである。ただし、「親との同居率」は児童のいる世帯のうち三世帯世帯の割合を引用している。有業率、就業状況および最終学歴は、末子の母親についての数値である。そのうち、※のある数値は、「平成25年国民生活基礎調査」の公表値を元に筆者が算出したものである。

調査結果の概要

1 経済状況

(1) 暮らし向きのゆとり感

現在の暮らし向きのゆとり感をたずねたところ、子育て世帯の13.7%（ふたり親世帯11.8%、ひとり親世帯27.3%）は暮らし向きが「大変苦しい」と回答している。

「大変苦しい」と回答した世帯の割合は、末子の年齢が「2歳以下」の世帯は9.2%でもっとも低く、末子が「9-11歳」の世帯は19.1%でもっとも高い。次いで「12-14歳」の世帯(16.2%)となっている。

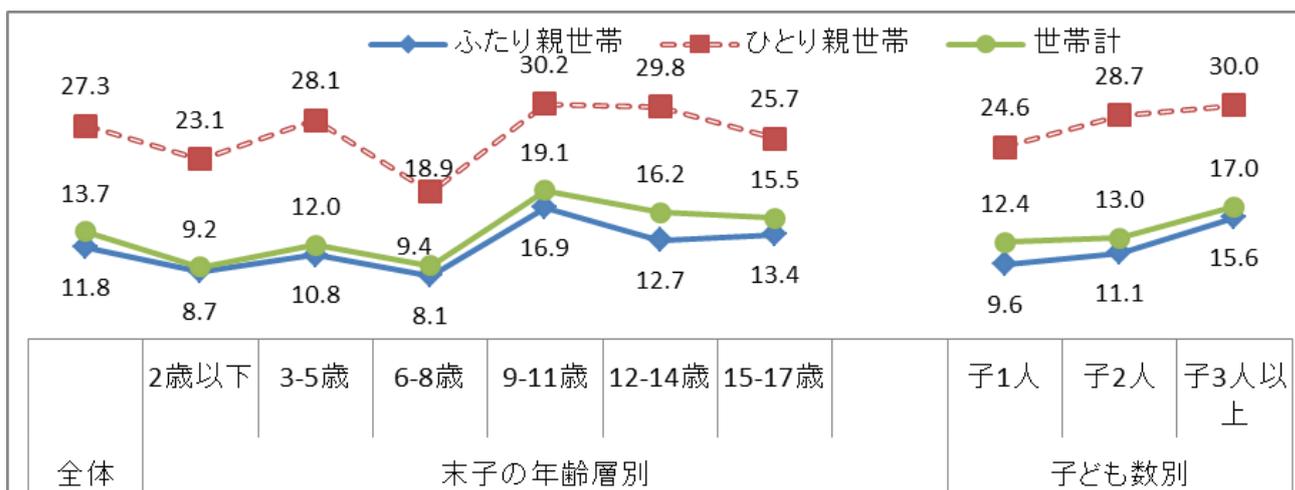
また、子ども数でみると、「子1人」世帯の12.4%、「子2人」世帯の13.0%、「子3人以上」世帯の17.0%は暮らし向きが「大変苦しい」と回答しており、多子世帯の暮らし向きは比較的厳しい状況にあることが分かる。

- ひとり親世帯と多子世帯の暮らし向きはより厳しい
- 高学年小学生のいる世帯の約2割は、暮らし向きが大変苦しい

図表 1-1 暮らし向きが「大変苦しい」と回答した世帯の割合(%)

—末子の年齢層別・子ども数別—

【第3回(2014)調査】



注：復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2) 収入の分布

子育て世帯の平均税込所得（調査前年分）は 656.4 万円で、第 1 回(2011)調査と第 2 回(2012)調査時よりそれぞれ 60 万円と 15 万円ほど増加している。一方、税や社会保険料負担を除いた後の平均手取（可処分）所得で比較すると、今回調査は 484.0 万円で、第 1 回と第 2 回調査時より、やや減少している。

税込所得が 300 万円未満の低所得世帯は全体の 11.5% を占めており、第 1 回(2011)調査と第 2 回(2012)調査時とほとんど変わっていない。一方、税込所得が 1,000 万円以上の世帯は全体の 14.9% であり、第 1 回(2011)調査と第 2 回(2012)調査時よりそれぞれ 3.2 ポイントと 1.2 ポイント増えている。

世帯類型別でみると、税込所得 300 万円未満の低所得世帯は、ふたり親世帯の 4.6% を占めており、第 1 回調査(7.2%)と第 2 回調査(6.0%)と比べて減少傾向にある。一方、ひとり親世帯の 59.9% が低所得世帯であり、第 1 回調査(52.8%)と第 2 回調査(48.0%)時より増えている。

- ☑ 子育て世帯の平均税込所得は増えているが、平均手取所得は減少
- ☑ ふたり親世帯の低所得世帯比率は減少傾向、ひとり親世帯は逆に増加

図表 1-2 子育て世帯の所得分布(%)

		第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)	
		税込所得	手取所得	税込所得	手取所得	税込所得	手取所得
世帯計	300万円未満	12.1	22.3	10.2	15.9	11.5	18.6
	1000万円以上	11.7	4.7	13.7	5.2	14.9	4.8
	平均値(万円)	597.0	503.3	640.7	502.6	656.4	484.0
ふたり親世帯	300万円未満	7.2	17.5	6.0	11.8	4.6	11.2
	1000万円以上	12.8	5.2	15.0	5.7	16.4	5.3
	平均値(万円)	628.8	528.0	672.6	523.3	702.3	517.8
ひとり親世帯	300万円未満	52.8	61.7	48.0	59.4	59.9	70.5
	1000万円以上	2.8	1.1	2.0	0.3	4.0	1.5
	平均値(万円)	329.0	299.8	353.7	284.6	335.4	246.6

注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)手取所得が負または税込所得の半分未満の場合、欠損値としている。

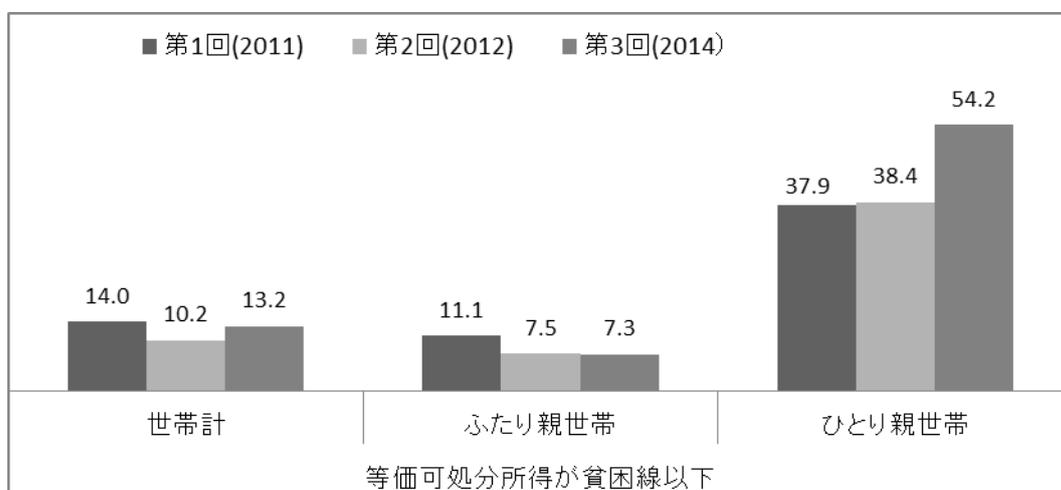
(3) 相対的貧困率

可処分所得が貧困線以下の貧困世帯の割合は、子育て世帯全体では 13.2%、ふたり親世帯では 7.3%、ひとり親世帯では 54.2%となっている。厚生労働省が「国民生活基礎調査 2013」に基づいて行った貧困率の推計値（子どものいる世帯全体 15.1%、大人が 2 人の世帯 12.4%、大人が 1 人の世帯 54.6%）と比較すると、本調査ではふたり親世帯の貧困率がやや低くなっているが、ひとり親世帯の貧困率はほぼ同じである。

子育て世帯全体の貧困率は、第 2 回(2012)調査時より 3 ポイント上昇している。ひとり親世帯の貧困率が前回調査の 38.4%から大きく上昇していることが主な原因である。一方、ふたり親世帯の貧困率はわずかに低下している（7.5% → 7.3%）。

- ☑ ひとり親世帯の貧困率は 54.2%
- ☑ ふたり親世帯の貧困率は横ばい、ひとり親世帯の貧困率は上昇

図表 1-3 相対的貧困率(%)



注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)等価可処分所得ベースの貧困線（各調査年）は、122 万円（厚生労働省公表の 2012 年名目値）である。

2 婚姻と男女役割分業意識

(1) ひとり親が結婚しない理由

ひとり親の9割弱（母子世帯 85.9%、父子世帯 86.7%）は、「結婚（再婚を含む）の予定はない」と回答している。そのうち、「末子が6歳未満」の母子世帯においては、約8割（80.4%）の者が「結婚の予定はない」と回答している¹。

「結婚の予定がない最大の理由」（単一回答）をたずねると、「子どものことを考えて」を理由として挙げるひとり親がもっとも多い（母子世帯 36.1%、父子世帯 49.9%）。その次に多く挙げられる理由は、「良い相手がいない」（母子世帯 29.4%、父子世帯 33.5%）である。

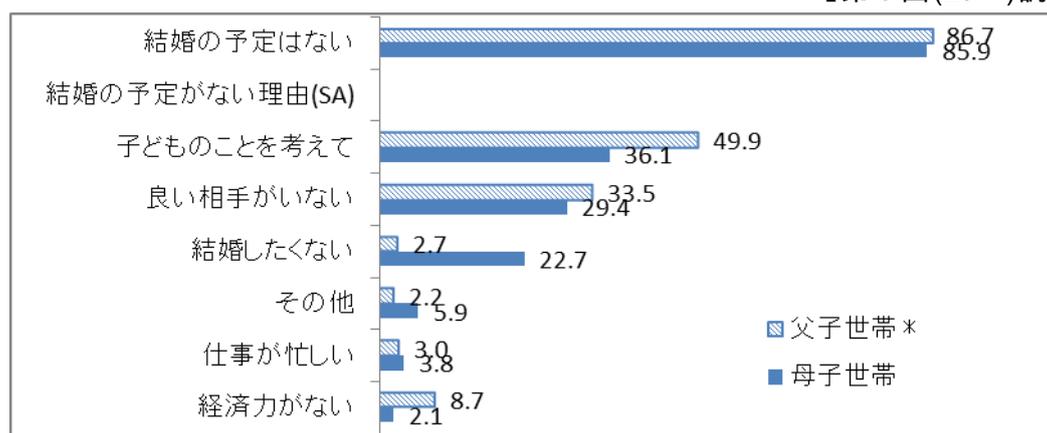
また、母子世帯の母親の22.7%は、「結婚したくない」ことを結婚の予定がない理由としている。一方、この理由を挙げる父子世帯の父親はほとんどいない（2.7%）。

「経済力がない」を結婚の予定がない理由とするひとり親は、割合としてそれほど多くなかった（母子世帯 2.1%、父子世帯 8.7%）。

- ☑ ひとり親の9割弱は、結婚の予定がない
- ☑ もっとも多い理由は、「子どものことを考えて」である

図表 2-1 ひとり親が結婚の予定がない最大の理由（単一回答、%）

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)「*」印のある項目の数値は、調査対象が少ないため利用上注意を要す場合を示す。以下同じ。

¹ 「末子6歳未満」と「末子6歳以上」の母子世帯グループの母親の平均年齢は、それぞれ33.0歳と41.5歳となっている。

(2) 役割分業意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という男女役割分業の考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、全体の 32.1%を占めている。賛成意見を持つ母親の割合は、第 2 回(2012)調査時より 5.7 ポイント上昇している。

「女性は出産後も仕事を続けるべき」という考えに「賛成」または「まあ賛成」の意見を持つ母親は、全体の 62.3%を占めている（割合が前回調査より 1.5 ポイント上昇）。

母親の就業有無別でみると、無業母親のグループでは 2 つの対立する考え方の賛成割合がほぼ拮抗している。一方、有業母親のグループにおいては、女性の産後就業の考えに賛成する者が圧倒的に多い（68.2% vs.26.3%）。

- ☑ 性別役割分業と女性の産後就業に対する賛成割合は、ともに前回調査から上昇
- ☑ 有業母親は、女性の産後就業の考えに賛成する者が圧倒的に多い

図表 2-2 性別役割分業、女性の産後就業に賛成する母親の割合(%)

	世帯類型別			就業有無別		(参考)父親*		
	世帯計	ふたり親	ひとり親	無業	有業	世帯計	ふたり親	ひとり親
第2回(2012)								
夫は外で働き、妻は家庭を守るべき	26.4	26.2	28.7	38.5	20.8	35.1	31.3	45.4
女性は出産後も仕事を続けるべき	60.8	60.6	62.7	47.5	66.5	52.4	56.9	39.7
第3回(2014)								
夫は外で働き、妻は家庭を守るべき	32.1	32.8	27.0	45.6	26.3	40.0	39.4	42.6
女性は出産後も仕事を続けるべき	62.3	62.0	65.2	48.3	68.2	58.9	60.3	52.9

注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)父親の集計値は、ふたり親世帯の父親と父子世帯の父親による回答である。

(3) 夫婦関係

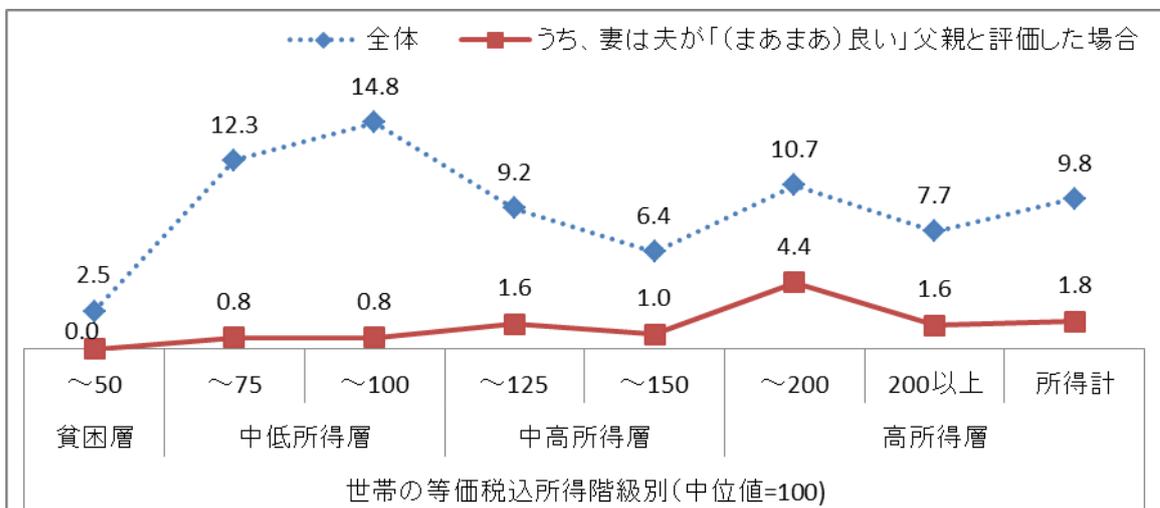
「低所得は、夫婦関係を悪化させる」と思っている人が少なくない。しかし、調査結果によれば、世帯の所得階級と夫婦関係との結びつきは思ったほど強くない。夫婦関係が「あまり良くない」または「悪い」と評価した妻の割合は、貧困層 2.5%、中低所得層 12.3-14.8%、中高所得層 6.4-9.2%、高所得層 7.7-10.7%となっており、所得階級が低い世帯ほど夫婦関係が悪いといった直線的な関係は必ずしも成り立っていない。

逆に、世帯の所得階級が低くても、妻は夫が「良い」または「まあまあ良い」父親と認めた場合、殆どの世帯では夫婦関係は良好のようである。夫が「(まあまあ)良い父親」と評価した貧困層と中低所得層の妻のうち、夫婦関係が「あまり良くない/悪い」と回答した者は、いずれも 1%未満である。

- 世帯の所得階級と夫婦関係との結びつきが思ったほど強くない
- 妻は夫が良い父親と認めた場合、殆どの世帯では夫婦関係が良好

図表 2-3 夫婦関係が「あまり良くない/悪い」と評価した妻の割合 (%)

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)ふたり親世帯の母親による回答結果である。

(4) 幸福度

「この1年を振り返って、あなたは幸せでしたか」という質問に対して、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点として母親にその評価点をたずねた。

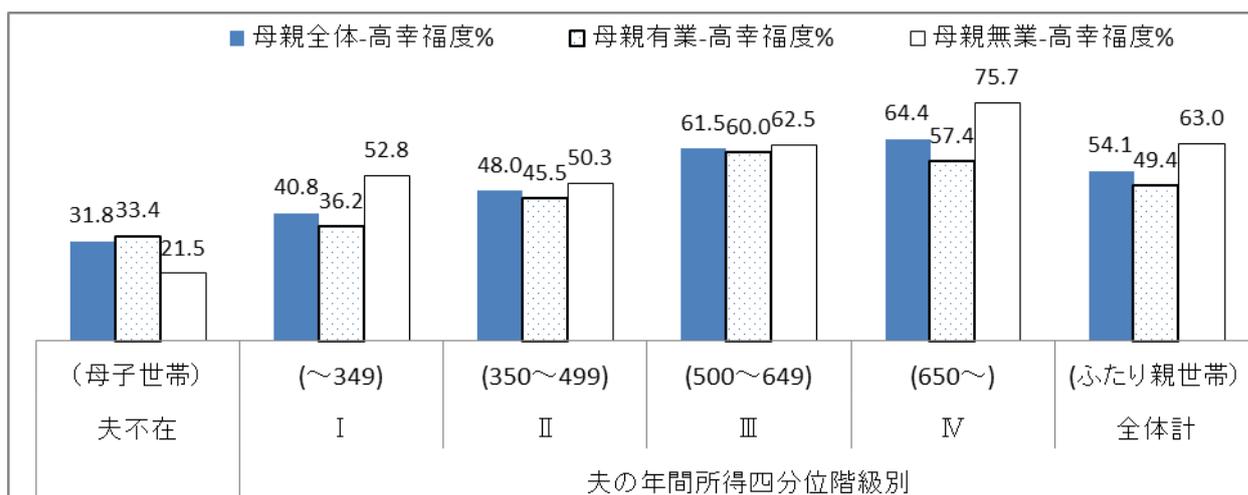
ふたり親世帯について、54.1%の母親が、8点以上の「高幸福度」状態にいると自己評価している。「高幸福度」層の母親の割合は、夫の所得階級の上昇とともに増える傾向にある。同割合は、夫の所得が第1、第2、第3、第4四分位層においては、それぞれ40.8%、48.0%、61.5%、64.4%となっており、夫の収入と妻の幸福度の間に正の相関関係がみられる。

興味深いことに、有配偶女性の場合、夫がいずれの所得階級であっても、無業者は有業者と比べて「高幸福度」層の割合が高い(第2回調査時にはなかった傾向)。それに対して、無配偶女性(母子世帯)の場合、有業者は無業者より「高幸福度」層の割合が高い。

- ☑ 「高幸福度」層の母親の割合は、夫の所得階級の上昇とともに増える傾向
- ☑ ふたり親世帯の場合、専業主婦は「高幸福度」層の割合が高い

図表 2-4 母親の「高幸福度」層の割合 (%)

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2)母親による回答結果である。
 (3)括弧の中の数値は、各所得四分位階級の範囲(単位：万円)である。

3 家事・育児

(1) 父親の家事時間

父親が1日当たり炊事、洗濯と掃除をこなす平均家事時間数は、25分となっており、第2回(2012)調査時より3分増えている。

世帯類型別で見ると、父子世帯の父親の家事時間数は、124分となっており、ふたり親世帯の父親(24分)の約5倍に当たる。ふたり親世帯において、妻が夫より高収入の場合、父親(夫)の家事時間数が38分となっており、全体平均より12分間長い。

母親(妻)の就業状態別で見ると、父親の家事時間数がもっとも長いのは、妻が「正社員」の家庭(34分)で、次いで妻が「派遣・契約社員等」の家庭(28分)、妻が「パート・アルバイト」の家庭(21分)や妻が「無業」の家庭(20分)では父親の家事時間がもっとも短い。

父親の3人に1人(36.5%)は全く家事を行っていない(家事時間がゼロ分)。その割合は、妻が「無業」の世帯でもっとも多く(41.6%)、妻が正社員の世帯でもっとも少ない(27.4%)。

- 父親の平均家事時間は前回調査より3分間増加
- 依然として、父親の3人に1人は全く家事を行っていない

図表 3-1 父親の1日当たり平均家事時間(分)と家事ゼロの割合(%)

		第2回(2012)		第3回(2014)	
		平均値(分)	ゼロ分(%)	平均値(分)	ゼロ分(%)
父親(夫)全体		22	40.6	25	36.5
世帯類型別	ふたり親世帯(母親回答)	21	41.0	24	36.7
	うち、妻が夫より高収入	36	26.2	38	30.5
	ふたり親世帯(父親回答)*	86	0.0	60	27.2
	父子世帯*	112	0.0	124	14.6
母親(妻)の 就業状態別	無業	14	49.9	20	41.6
	正社員	33	26.0	34	27.4
	パート・アルバイト	20	38.9	21	38.0
	派遣・契約社員等	23	45.1	28	33.3

注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)父親全体の集計値は、ふたり親世帯の父親回答票を除いた結果である。

(3)ふたり親世帯の父親の家事時間数(母親回答)である。1日当たり平均家事時間数は、父親が週休2日として、平日と休日の総家事時間数を7日で割ったものである。

(2) 父親の家事・育児分担割合と良い父親としての評価

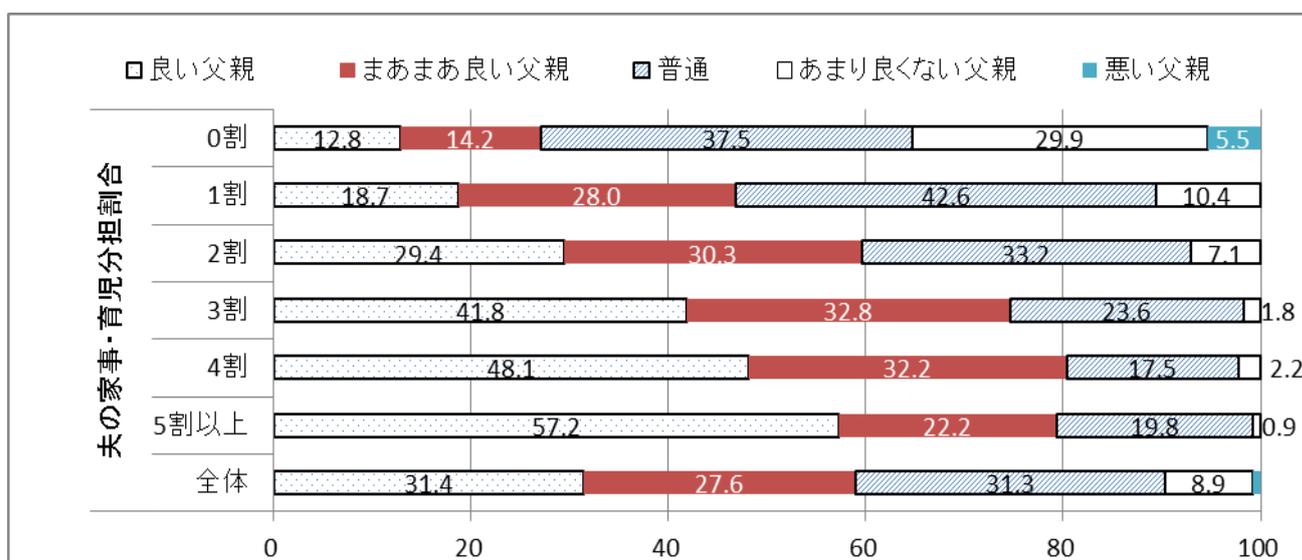
夫婦が行っている家事・育児の総量を10として、母親(妻)に父親(夫)の分担割合についてたずねると同時に、母親からみた父親の評価も聞いてみた。その結果、父親の家事・育児分担割合が父親としての評価における重要な加点要素であることが分かる。家事・育児の半分以上を分担している父親に対して、母親の評価が「良い父親」(57.2%)または「まあまあ良い父親」(22.2%)となるのは全体の8割弱に上る。一方、家事・育児を全く分担していない父親に対して、母親の評価が「良い父親」(12.8%)または「まあまあよい父親」(14.2%)となるのは27.0%に過ぎない。

一方、「良い父親」または「まあまあ良い父親」の評価をもらっている父親の割合は、父親の所得階級が第1四分位層で48.1%、第2四分位層で56.9%、第3四分位層で67.5%、第4四分位層で64.7%となっている。良い父親としての評価は、父親の稼ぐ力よりも家事・育児への分担が重要な加点要素である。

- ☑ 家事・育児への分担は良い父親としての評価につながる
- ☑ 父親の稼ぐ力よりも家事・育児への分担が重要な加点要素である

図表 3-2 父親の家事・育児分担割合と父親としての評価 (%)

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)ふたり親世帯の母親による回答結果である。

(3) 親子間の交流と養育費の受取率

母子世帯の約8割は離婚によるものである。しかし、離婚母子世帯のうち、(子どもの)父親から養育費を受取っているのは全体の2割未満である(厚生労働省「全国母子世帯等調査2011」)。離婚後の親子間交流が途絶えたことが、養育費不払いの一因と思われる。

本調査では、過去の1年間、父親と子どもとの面会や会話が「ほとんどない」または「まったくない」、いわゆる「面会交流なし」と回答した母親は、離婚母子世帯全体の65.8%を占めている。第2回(2012)調査と比べて、「面会交流なし」の割合が減少しておらず、むしろ増えている(3.3ポイント増)。

離婚母子世帯のうち、離婚した父親から養育費を受取っているのが17.2%となり、第2回(2012)調査と比べて3.2ポイント増加している。協議離婚の夫婦においても、養育費について協議する義務が発生する改正民法の施行(2012年4月~)や、養育費相談の強化等による影響がどうかを見極める必要がある。

また、離婚した父親が子どもとの間に交流を続けている場合、養育費の受取率が高くなっている。離婚した父親が子どもとの間に「面会交流あり」の場合、養育費の受取率が24.4%で、「面会交流なし」の場合(13.4%)より11.0ポイント高い。

- ☑ 「(父子間の)面会交流なし」は、離婚母子世帯の65.8%を占めている
- ☑ 「面会交流あり」の場合、養育費の受取率は11ポイントも高くなる

図表 3-3 父親と子どもとの面会交流の有無別養育費の受取率(%)

	第2回(2012)			第3回(2014)		
	面会交流なし	面会交流あり	全体	面会交流なし	面会交流あり	全体
構成比	62.5	37.5	100.0	65.8	34.3	100.0
(養育費の受取状況)						
受取っている	11.5	18.2	14.0	13.4	24.4	17.2
受取っていない	88.5	81.8	86.0	86.6	75.6	82.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)離婚が原因で母子世帯になった世帯を対象とした集計結果である。

(3)「面会交流あり」：父親が子どもと「年に数回」またはそれ以上の交流を持っている。

「面会交流なし」：父親が子どもと交流が「ほとんどない」または「全くない」。

(4) 子どもの不登校経験

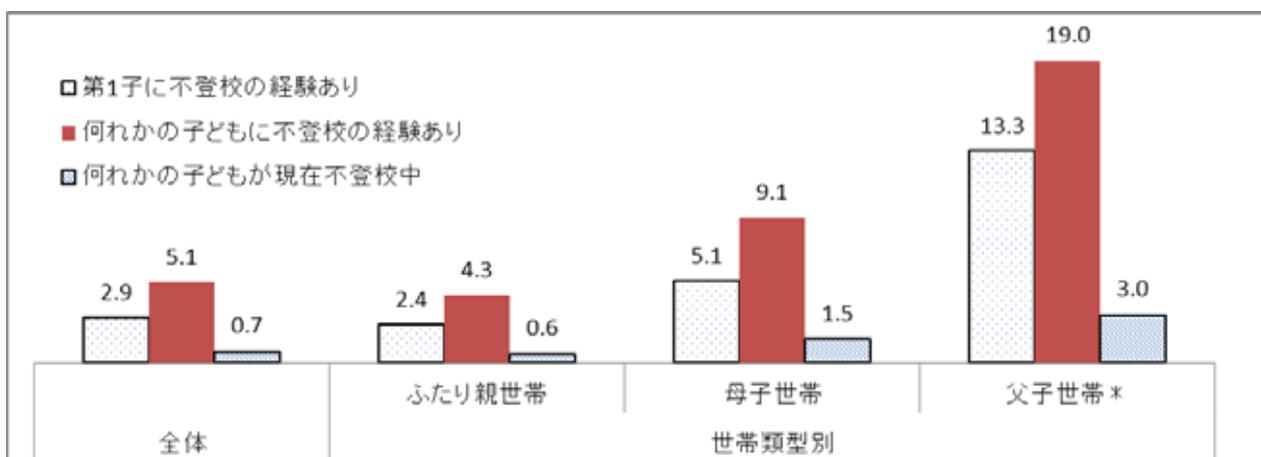
小学校以上の子どもを持つ世帯のうち、いずれかの子どもが不登校の経験を持っている世帯の割合は、ふたり親世帯 4.3%、母子世帯 9.1%、父子世帯 19.0%となっている。また、いずれかの子どもが現在不登校中の世帯の割合は、ふたり親 0.6%、母子世帯 1.5%、父子世帯 3.0%である。ひとり親世帯が抱える子どもの不登校問題は深刻である。

所得階級別で見ると、「貧困層」の世帯が抱える子どもの不登校問題はとりわけ深刻である。現に子どもの不登校問題を抱えている割合が、「貧困層」(2.9%)は世帯平均(0.7%)の約4倍である。一方、「貧困層」以外の所得層の間に、子どもの不登校問題を抱えている割合がそれほどの差がない。

- ☑ ひとり親世帯と貧困世帯が抱える子どもの不登校問題は深刻
- ☑ 「貧困層」以外の所得層の間に、それほどの差がない

図表 3-4 子どもに不登校の経験を持つ世帯の割合 (%)

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)第1子が6歳以上の世帯に関する集計結果である。

(5) 行き過ぎた体罰—身体的暴力

児童相談所に対応した児童虐待相談件数が近年急増している。そのうち、身体的虐待は、虐待相談の4割弱を占めている（厚生労働省『福祉行政報告例(2010年度)』）。本調査においては、対象者の7.0%は、子どもに身体的暴力(質問票では「行き過ぎた体罰」)を与えたことがあると回答している。

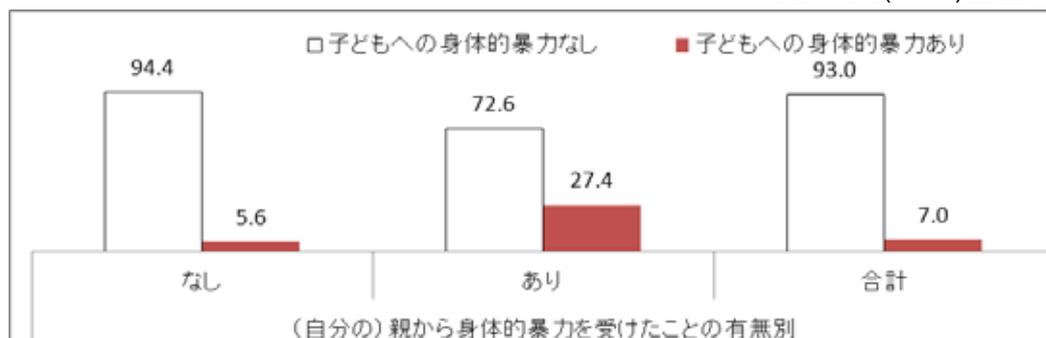
児童虐待の被害者は成人した後に児童虐待の加害者になりやすい、いわゆる「虐待の世代間連鎖」があるといわれている。実際、(自分の)親から身体的暴力を受けたことがある者のうち、約4人に1人(27.4%)が子どもに身体的暴力を与えたことがある。これは、親から身体的暴力を受けたことがなかった者(5.6%)と比べて20ポイント以上も高い数値である。

ふたり親、三世帯同居者および短大・大学以上の高学歴者は、子どもに身体的暴力を振るう割合が比較的低い。しかし、親による身体的暴力を受けた場合、ふたり親(28.5%)三世帯同居者(17.1%)および高学歴者(26.3%)も、高い割合で自分の子どもに身体的暴力を与えていた。

- ☑ 親から暴力被害を受けた者は、約4人に1人が自分の子どもにも身体的暴力
- ☑ 三世帯同居者や高学歴者も身体的暴力の世代間連鎖を断ち切れない

図表 3-5 過去に子どもへの身体的暴力の有無(%)

【第3回(2014)調査】



	世帯類型別			三世帯同居の有無別			学歴別		
	ふたり親	ひとり親	世帯計	なし	あり	同別居計	中学校・高校	短大・大学等	学歴計
保護者全体	6.6	9.2	7.0	8.0	3.9	7.0	8.5	6.6	7.3
うち、親から身体的暴力を受けた者	28.5	22.3	27.4	30.2	17.1	28.1	32.5	26.3	29.0

注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2)「親から身体的暴力あり」とは、調査票で「親から暴力を振るわれたことがある」と回答した場合を指している。一方、「子どもへの身体的暴力あり」は、調査票で「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」と回答したケースを指している。

4 仕事

(1) 子どもの年齢段階に応じた母親の働き方

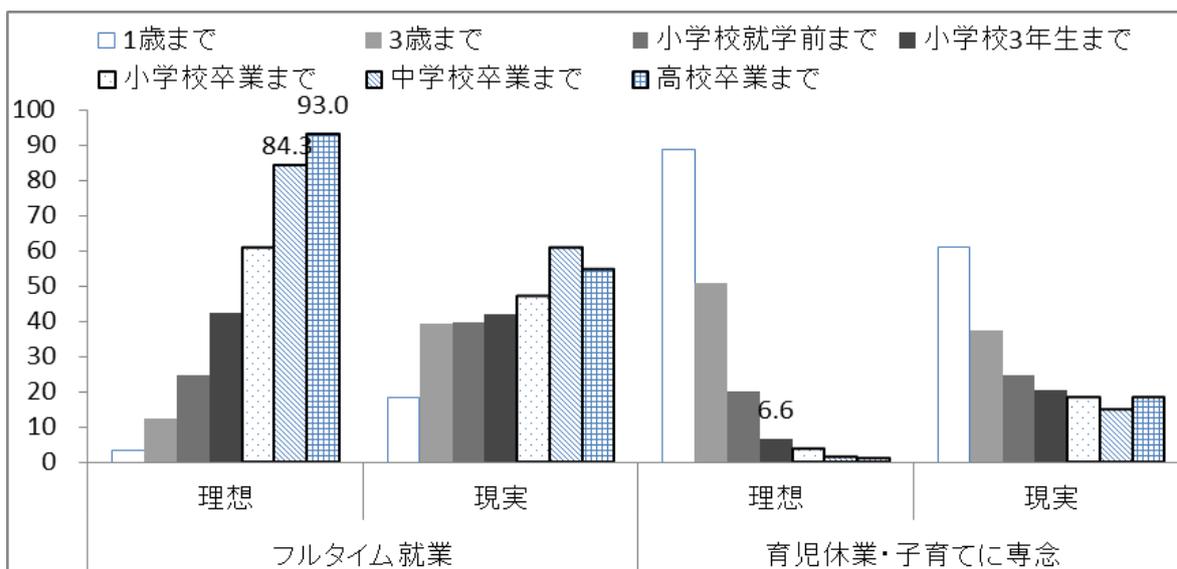
母親が理想とする働き方は、子どもの年齢に応じて段階的に変わっていくものである。「育児休業」または「子育てに専念」を理想とする母親の割合は、子どもの年齢の上昇とともに低下していく傾向にある。該当割合は、子どもの出生から1歳までの期間においては約9割に達しているが、子どもが就学してから小学生3年生までの期間は、6.6%までに急減する。一方、「フルタイム就業」を理想とする母親の割合は、子どもの年齢上昇とともに直線的に上がり、中学校卒業から高校卒業までの期間となると、9割強の母親は「フルタイム就業」を理想としている。

しかし、現実の働き方は、子どもの年齢に応じてそれほど変わるものではない。末子が小学校高学年、中学生、高校生になっても、「休業・子育てに専念」の母親は2割程度であり減っておらず、「フルタイム就業」の母親もそれほど増えていない。

- ☑ 「フルタイム就業」が理想とする母親は子どもの年齢に応じて直線的に上昇
- ☑ 現実の働き方は、子どもの年齢に応じてそれほど変わるものではない

図表 4-1 子どもの年齢段階に応じた母親の働き方：理想と現実（％）

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)母親の回答票（第3回(2014)調査のみ）に関する集計結果である。

(3)実際の働き方は、末子の年齢階層ごとの「母親の現在の働き方」（本人回答）である。

(2) 第1子出産後の継続就業率

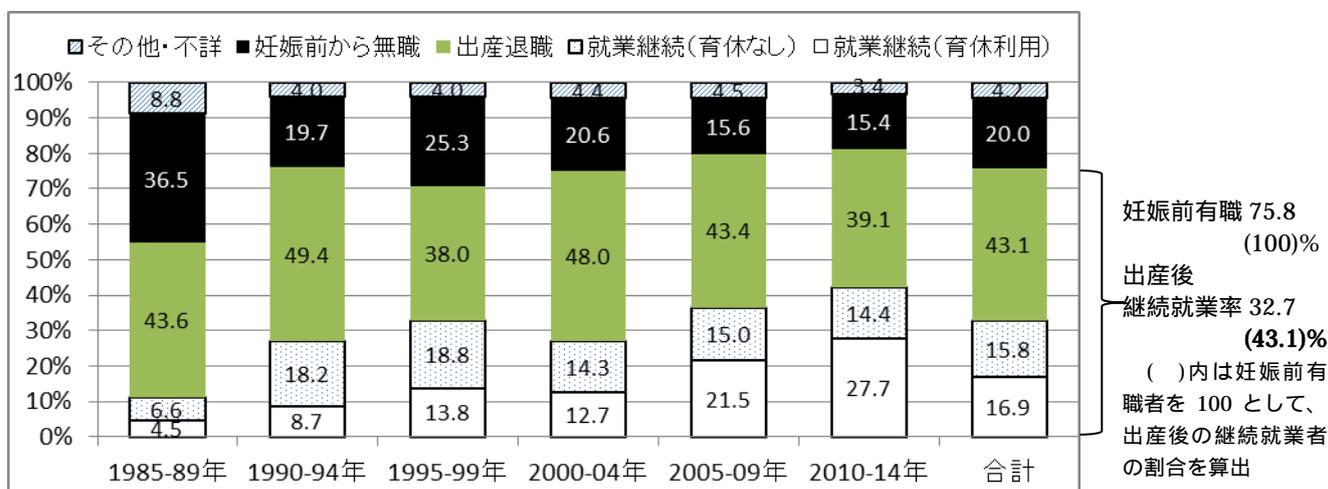
妊娠や出産を機に仕事をやめる母親が多い。約2割の母親は、第1子の妊娠判明直前(t1)にはすでに無職状態にいる。t1では有業であったが、出産3ヵ月後(t2)または出産1年後(t3)に無職となった「出産退職」の母親は、全体の43.1%を占めている。一方、t1-t3のいずれの時期においても有業だった、いわゆる「就業継続」した母親は、32.7%である(育休利用16.9%、育休なし15.8%)

そのうち、妊娠前有業だった母親の出産後就業継続率は、43.1%となる。出産時期で見ると、就業継続者の割合は、出産時期が直近であるほど高くなる。2010-2014年に第1子を出産した有職母親の就業継続率がもっとも高い。

- ☑ 4割強の母親は、第1子の妊娠や出産を機に仕事をやめている
- ☑ 第1子出産前後の女性の就業継続率は43.1%である

図表 4-2 第1子出生年別出産前後の母親の就業変化(%)

【第3回(2014)調査】



注：(1)図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2)調査では、「妊娠判明直前」(t1)、「出産3ヵ月後」(t2)および「出産1年後」(t3)の母親の就業状況についてたずねている。各コースの定義は以下の通りである。
 「就業継続」：t1-t3のいずれの時期においても、母親が有業(育児休業を含む)。
 「出産退職」：t1期で母親が有業であるが、t2期またはt3期で母親が無業に転じる。
 「妊娠前から無職」：t1期で母親が無業である。
 一方、「育休利用」とは、出産3ヵ月前から出産1年後までの間に、母親が育児休業を利用した場合を指している。

(3) 就業継続と雇用条件

現在就業中の母親におけるこれまでの職業キャリアコースを、仕事をとおむね継続してきた、いわゆる「継続型」、仕事を中断した期間があったものの現在仕事に復帰している、いわゆる「中断型」という2つのカテゴリーに分けてみると、「中断型」就業者が全体の56.4%を占めていることが分かった。

職業経験年数の違いに加え、「新規学卒一括採用」によって正社員をリクルートする雇用慣行の影響などにより、「中断型」就業者と「継続型」就業者との間に、著しい就業条件の格差が生じている。「中断型」就業者と比較して、「継続型」就業者は、正社員比率が高く（55.9% vs. 16.2%）、大企業に勤務する者が多く（29.2% vs. 19.1%）、また平均年収も高い（253.9万円 vs. 135.4万円）。

一方、「継続型」就業者の平均通勤時間（片道）は23分程度で、日中(8-18時)以外の非典型時間帯労働があると答えた者も全体の16.8%に過ぎない。このように、総じて「継続型」就業者は、比較的高収入、安定雇用、福利厚生の良い大企業勤務、家庭生活と両立しやすい労働時間といった「良い仕事」に従事している者の割合が高い。

- ☑ 「中断型」と「継続型」就業者の間に、著しい雇用格差が存在している
- ☑ 「継続型」就業者は、「良い仕事」に従事している者の割合が高い

図表 4-3 母親の職業キャリアコース別雇用条件

	第1回(2011)		第2回(2012)		第3回(2014)	
	継続型	中断型	継続型	中断型	継続型	中断型
構成比 (雇用状況)	37.1%	62.9%	45.1%	54.9%	43.6%	56.4%
平均年収(税込み、万円)	275.6	124.5	261.2	141.1	253.9	135.4
うち、正社員平均年収	396.6	284.6	395.4	273.8	349.0	291.9
正社員	57.4%	14.5%	52.8%	19.5%	55.9%	16.2%
官公庁・300人以上大企業勤務	30.1%	15.1%	33.5%	19.3%	29.2%	19.1%
非典型時間帯労働あり	13.5%	14.6%	22.4%	18.0%	16.8%	13.8%
平均通勤時間(片道、分)	22.4	18.0	24.1	18.1	23.0	17.7
うち、正社員平均通勤時間	25.7	20.8	29.8	23.9	29.1	22.6

注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)有業の母親に関する集計結果である。

(3)継続型：学校卒業後、おおむね働き続けていると本人が回答しており、現在も就業中。

中断型：仕事を中断していたが、現在は再就職していると本人が回答している。

(4) 就業と健康

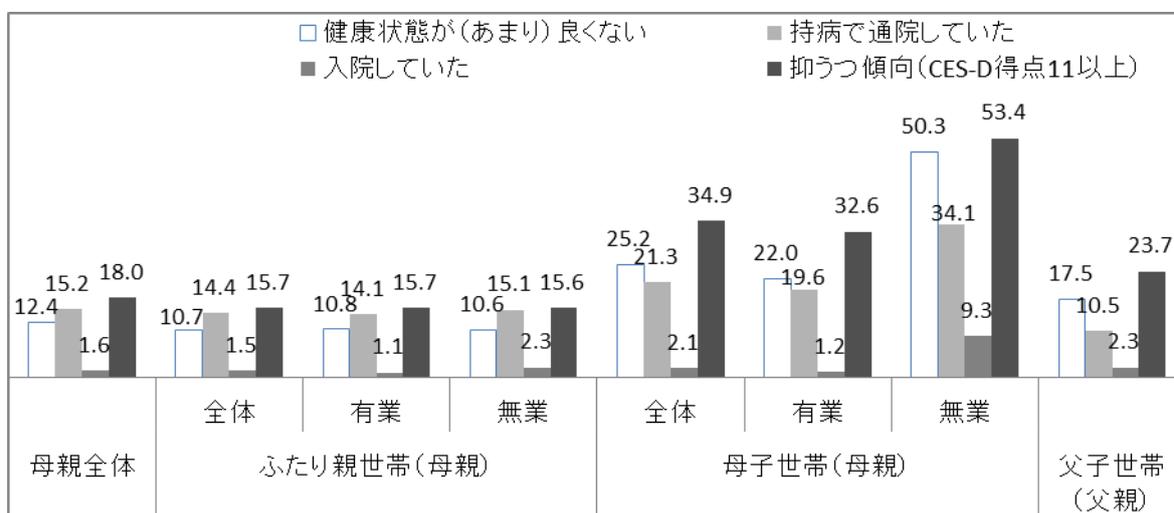
ふたり親世帯の場合、母親の健康状態は、有業者と無業者との間に大きな違いはみられない。一方、母子世帯の場合、無業母親は総じて有業母親より健康状態が悪い。自分の健康状態が、「あまり良くない」または「良くない」と回答した者の割合は、無業母子世帯が50.3%、有業母子世帯が22.0%となっている。また、過去3カ月の間に、「持病で通院していた」と回答した者の割合も、無業母子世帯(34.1%)が有業母子世帯(19.6%)より高い。

また、ふたり親世帯の母親と比べて、ひとり親は抑うつ傾向のある者は多い。無業母子世帯の2人に1人(53.4%)、有業母子世帯の3人に1人(32.6%)は抑うつの傾向がある。父子世帯も5人に1人(23.7%)は抑うつ傾向がある。

- ☑ 母子世帯の場合、無業母親は総じて有業母親より健康状態が悪い
- ☑ 無業母子世帯の2人に1人、有業母子世帯の3人に1人は抑うつの傾向がある

図表 4-4 就業と健康状態(%)

【第3回(2014)調査】



注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2) CES-D抑うつ尺度は、最近の1週間で「普段は何でもないことで悩む」、「物事に集中できない」、「落ち込んでいる」、「何をしても面倒だ」等10項目について、「ほとんどない」(得点0)、「1~2日」(得点1)、「3~4日」(得点2)または「5日以上」(得点3)のどちらになるかをたずね、その合計得点をメンタルヘルスの指標とする。11という閾値(Cutoff-point)は、米国の臨床実験結果に基づくものである。

5 育児休業、短時間勤務と子育て世帯への支援

(1) 住居の構え方と祖父母による援助

妻または夫の母親（祖母）との同別居状況をみると、「同居」が21.2%、徒歩圏内（同一敷地内を含む）の「近居」が23.1%、片道1時間未満の「準近居」が31.7%となっており、約4分の3の子育て世帯は、祖母とアクセスしやすい距離で住居を構えている。

祖父母の「世話的援助」（子どもの世話・家事援助）を受けている割合は、「同居」世帯が58.2%、「近居」世帯が38.8%、「準近居」世帯が26.3%、「遠距離別居」世帯が7.5%となっており、距離が遠いほど「世話的援助」が受けられなくなる。

祖父母からの「経済的援助」の有無も、住居の構え方と関係している。「経済的援助」を受けている割合は、「同居」世帯が42.8%、「近居」世帯が27.7%、「準近居」世帯が29.8%、「遠距離別居」世帯が23.6%となっている。

- ☑ 約4分の3の子育て世帯は、祖母と片道1時間未満の距離で住居を構えている
- ☑ 世話的援助だけでなく、経済的援助も遠距離ほど受けられなくなる

図表 5-1 祖父母の援助を受けている割合 祖母との同別居状況別 (%)

	世帯計					合計
	同居	近居- 徒歩圏内	準近居- 片道1H未満	別居- 片道1H以上	該当母親 はいない	
第2回(2012)						
構成比	21.5	22.7	32.5	18.2	5.0	100.0
祖父母による援助						
世話的援助あり	56.7	40.4	25.3	5.7	11.9	31.3
経済的援助あり	42.9	36.3	22.1	22.2	13.8	29.4
第3回(2014)						
構成比	21.2	23.1	31.7	20.2	3.9	100.0
祖父母による援助						
世話的援助あり	58.2	38.8	26.3	7.5	9.7	31.5
経済的援助あり	42.8	27.7	29.8	23.6	17.0	30.3

注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)同別居状況は、妻または夫の母親のうち、もっともアクセスしやすい居住状態にいる方を指している。

(3)「世話的援助あり」とは、夫または妻の親が子どもの世話・家事援助を月に2回以上を行った場合、「経済的援助あり」とは、夫または妻の親が経済的援助を年に数回程度またはそれ以上の頻度で行った場合を指している。

(2) 育児休業制度の利用

育児期の就業を支える代表的な制度が、「育児休業制度」である。1992年に育児休業法（現在の育児・介護休業法）が施行されて以来、育児休業取得者は年々増え、2013年の育児休業取得率は、女性が83.0%、男性が2.03%（厚生労働省「平成25(2013)年度雇用均等基本調査」）となっている。

子育て中の女性全体では、これまでに育児休業制度を利用したことがある者の割合（育休経験率）は、21.1%である。育休経験率は、第1回(2011)調査(17.8%)と第2回(2012)調査(19.6%)に続き、上昇傾向にある。

第1子の出生年別で見ると、直近の時期に出産した女性ほど、育休経験率が高い。育休経験率は、第1子を出産した時期が「1995-2004年」では17.0%、「2005-09年」では26.1%、「2010-14年」では35.1%となっている。

育休経験率は、初職が正社員かどうかによって大きく異なる。初職が正社員であった女性（23.7%）に比べて、初職が非正社員であった女性の育休経験率（14.4%）は低い。

- ☑ 子育て女性全体の「育休経験率」は、21.1%である
- ☑ 「2010-14年」に第1子を出産した女性の「育休経験率」は35.1%である

図表 5-2 育児休業制度を利用したことがある母親の割合（%）
第1子の出生年別・初職別

	世帯類型別			第1子の出生年別			初職別	
	世帯計	ふたり親	母子	2000-04年	2005-09年	2010-14年	非正社員	正社員
第1回(2011)	17.8	18.5	11.8	17.0	26.6	26.8	6.8	20.7
第2回(2012)	19.6	20.8	10.9	21.6	21.1	42.8	14.9	21.1
第3回(2014)	21.1	22.2	13.0	17.0	26.1	35.1	14.4	23.7

注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。

(2)出産の前にすでに無業または退職していた母親を含む集計値である。父親の集計値は、ふたり親世帯（父親回答）と父子世帯に関する数値である。

(3) 育児のための短時間勤務制度の利用

2010年に施行された改正育児・介護休業法では、3歳未満の子どもを養育している労働者については、事業主は、希望すれば利用できる1日原則6時間の短時間勤務制度を講じることが義務付けられている。また、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については、労働者区分に応じ、短時間勤務制度を講じることが努力義務とされている。

子育て中の女性全体では、これまでに短時間勤務制度を利用したことがある者の割合（時短経験率）は、8.4%である。時短経験率は、第2回(2012)調査時より2.9ポイント上昇している。

直近の時期に出産した女性ほど、時短経験率が高い。時短経験率は、第1子を出産した時期が「2000-04年」では7.9%、「2005-09年」では10.4%、「2010-14年」では15.9%である。時短経験率は、末子の年齢階層によっても異なる。母親の時短経験率は、末子が「3歳未満」では14.4%、「6歳未満」では12.1%となっており、いずれも第2回(2012)調査より上昇している。また、ふたり親世帯(9.0%)と比べて、母子世帯(3.8%)の時短経験率が低くなっている。短時間勤務制度を利用した場合の収入減少が、母子世帯の利用を阻んでいると考えられる。

有業母親のうち、現在短時間勤務制度を利用中の者は、4.3%である。時短利用中の比率が高いのは、2010年以降に第1子を出産した有業母親(15.7%)と末子が3歳未満の有業母親(14.3%)である。

- ☑ 子育て女性全体の時短経験率は8.4%、前回調査から2.9ポイント上昇
- ☑ 3歳未満の子どものいる有業女性の14.3%が短時間勤務制度利用中

図表 5-3 短時間勤務制度を利用したことがある母親の割合(%)

	世帯類型別			第1子の出生年別			末子の年齢層別		
	世帯計	ふたり親	母子	2000-04年	2005-09年	2010-14年	3歳未満	6歳未満	6歳以上
第2回(2012)	5.5	5.9	2.9	6.4	4.7	15.3	10.2	6.3	4.0
第3回(2014)	8.4	9.0	3.8	7.9	10.4	15.9	14.4	12.1	6.2
(最掲)現在利用中	4.3	4.8	1.5	3.0	6.9	15.7	14.3	8.0	1.4

注：(1)復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。

(2)再掲は、有業母親に限定した集計結果である。

(4) ひとり親への就業支援制度の利用

ひとり親に職業訓練の資金を援助するために、「自立支援教育訓練促進費制度」と「高等技能訓練促進費制度」が2003年度に導入されている。前者は指定教育訓練講座の受講費用の一部（費用の20%、最大10万円）を助成する制度で、後者は看護師等専門職の養成機関の在籍費用の一部（月額7万500円～10万円、最大2年間）を助成する制度である。

本調査によれば、「自立支援教育訓練促進費」または「高等技能訓練促進費」を受けたことがある者は、それぞれひとり親の4.3%と2.8%を占めている。いずれの制度についても、利用割合は、第1回と第2回調査時より増えている。

「自立支援教育訓練促進費」の利用者は、高学歴層に比べて低学歴層(5.3% vs. 3.2%)、30代以下の若年層に比べて40代以上の中高年齢層(4.8% vs. 0.0-4.3%)、中高所得層に比べて低所得層(3.8-6.7% vs. 1.6%)に多い。一方、「高等技能訓練促進費」の利用者層は、高学歴層(4.8% vs. 1.4%)、若年層(3.7-4.6% vs. 1.6%)、および中高所得層²(4.2% vs. 2.8-3.1%)に比較的集中している。

- ☑ ひとり親就業支援制度の利用割合は、前回調査から上昇
- ☑ 「高等技能訓練促進費」の利用者層は、高学歴層と若年層に偏在している

図表 5-4 ひとり親就業支援制度を利用したことがある者の割合 (%)

	全体	学歴別		年齢階層別			世帯の等価所得階級別 (中位値=100)		
		中学校・高校	短大・大学等	20代*	30代	40代以上	貧困層 (~50)	中低所得層 (~100)	中高所得層以上(100以上)
第1回(2011)									
自立支援教育訓練促進費	3.4 (33.2)	4.5	2.4	2.0	5.7	2.0	8.0	1.9	0.0
高等技能訓練促進費	2.4 (36.1)	1.7	3.7	2.0	4.5	0.9	3.1	1.1	0.0
第2回(2012)									
自立支援教育訓練促進費	3.3 (32.0)	3.6	3.3	4.9	4.6	2.3	1.3	2.4	2.2
高等技能訓練促進費	2.6 (35.5)	2.4	3.0	3.7	3.5	2.0	1.7	2.7	2.0
第3回(2014)									
自立支援教育訓練促進費	4.3 (35.4)	5.3	3.2	0.0	4.3	4.8	3.8	6.7	1.6
高等技能訓練促進費	2.8 (38.9)	1.4	4.8	3.7	4.6	1.6	3.1	2.8	4.2

注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。
 (2)集計対象は、ひとり親世帯である。
 (3)括弧の中の数値は、「制度を知らない」と回答した者の割合である。

²高等技能費を受けたことで、ひとり親世帯の所得階級が上方へ移動したケースも考えられる。

(5) 保育所の利用と認可保育所の待機児童

6歳未満の子どもを育てている世帯の保育所利用率は38.5%となっており、第1回(2011)調査(28.9%)と第2回(2012)調査(36.1%)に続き、上昇傾向にある。また、ひとり親の就業率が高いため、ひとり親世帯の保育所利用率(64.4%)は世帯全体より高くなっている。子どもの年齢別でみると、低年齢児童のいる世帯(0歳児11.4%、1歳児36.2%)の保育所利用率が相対的に低い。

施設設備や職員の資格などについて児童福祉法が定めた基準を満し、都道府県や市等の自治体から認可を受けている認可保育所は、不足状況にある。厚生労働省のまとめによると、認可保育所に申し込みながら満員で入園できない「待機児童」(認可外保育所を利用しながら待機している児童を含まない)は、2014年4月時点で2万人を超えている。

6歳未満の子どものいる世帯のうち、一番下の子どもが現に保育所を利用しておらず、認可保育所を申し込んだが入所できなかった保育待機世帯は、5.1%である。認可保育所の待機率がとくに高いのは、低年齢児童のいる世帯(0歳児11.4%、1歳児6.4%、2歳児2.7%、3歳児4.1%)である。

- ☑ 保育所利用率は38.5%、第1回と第2回調査に続き、上昇傾向にある
- ☑ 6歳未満の子どものいる世帯のうち、保育待機世帯は、5.1%である

図表 5-5 保育所の利用率と認可保育所の待機率(%)

	世帯類型別			子どもの年齢別					
	世帯計	ふたり親	ひとり親	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
第1回(2011)									
保育所(認可外を含む)利用	28.9	26.8	66.0	5.9	27.8	33.0	40.7	35.8	37.7
第2回(2012)									
保育所(認可外を含む)利用	36.1	34.1	67.6	8.1	34.9	42.7	43.0	53.2	34.5
認可保育所待機	4.3	4.3	3.2	2.3	6.4	4.9	5.2	3.8	2.6
第3回(2014)									
保育所(認可外を含む)利用	38.5	37.0	64.4	11.4	36.2	45.7	48.4	46.5	50.4
認可保育所待機	5.1	5.1	4.1	11.4	6.4	2.7	4.1	2.7	0.5

注：(1)図表 1-1 の復元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。
 (2)集計対象は、6歳未満の子どもを育てている世帯である。6歳未満の子どもが2人以上いる場合、一番下の子どもの保育所利用状況についてである。
 (3)「認可保育所待機」とは、一番下の子どもが現に保育所を利用しておらず、認可保育所を申し込んだが入所できなかったこと(申し込み経験が複数回ある場合、その直近の1回について)を指す。

(6) 社会保障給付の受給

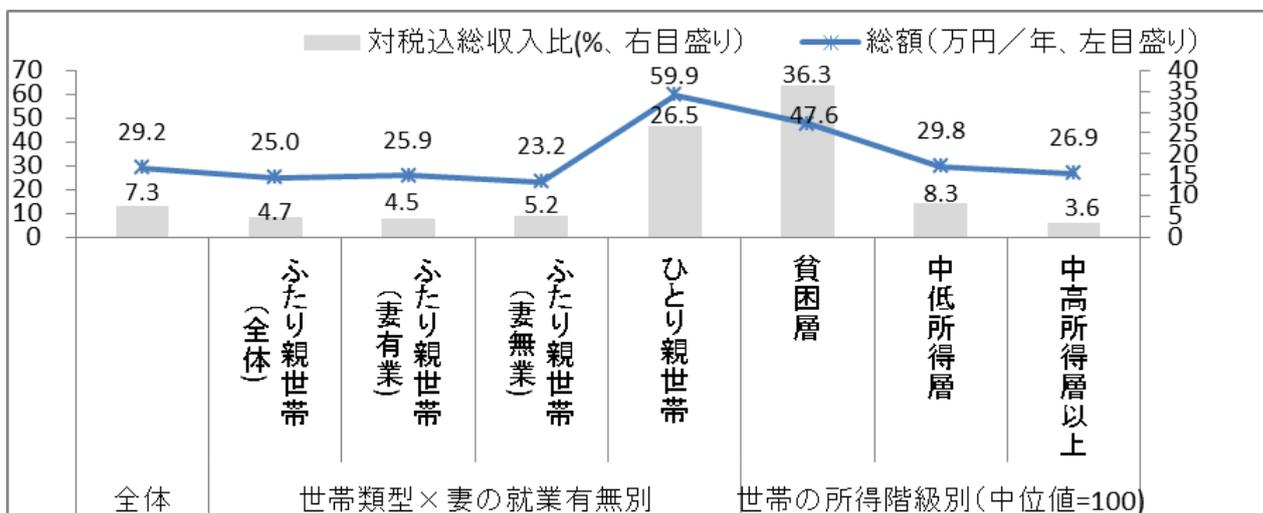
公的年金・恩給、失業給付、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当および生活保護費を含む社会保障給付の受給総額（平均値）は、子育て世帯全体では、29.2万円となっており、世帯総収入（税込）の7.3%に相当している。そのうち、ひとり親世帯が受取っている社会保障給付額が比較的大きい。

ふたり親世帯（25.0万円）に比べて、ひとり親世帯の平均受給額（59.9万円）は35万円ほど高い。社会保障給付が総収入に占める割合も、ひとり親世帯が26.5%となっており、ふたり親世帯（4.7%）より高い。一方、貧困世帯の平均受給額は47.6万円であり、社会保障給付は貧困世帯総収入の36.3%を占めている。貧困世帯の平均受給額が、ひとり親世帯よりも2割ほど低いのは、低所得のふたり親世帯が児童扶養手当の支給対象ではないことが関係していると思われる。

- ☑ 社会保障給付の平均額は29.2万円、世帯総収入の7.3%に相当
- ☑ 貧困世帯の平均受給額は、ひとり親世帯の8割相当

図表 5-6 社会保障給付の受給総額（万円／年）と対総収入比(%)

【第3回(2014)調査】



- 注：(1)復元倍率（母集団数 / 有効回答数）で重み付けした集計値である。
 (2)第3回(2014)調査の結果。全体の中に、妻就業状況と所得不詳の世帯が含まれている。
 (3)等価税込所得の中位値は、図表4-5と同じ。公的年金・恩給と生活保護のいずれも受給していないながらも社会保障給付総額が200万円以上と回答した場合（N=36）や、社会保障給付総額が世帯の税込所得よりも高いと回答した場合（N=12）欠損値とした。

(7) 拡充してほしい公的支援

拡充してほしい公的支援についてたずねると、「児童手当の増額」、「乳幼児医療費助成期間の延長」、「職業訓練を受ける際の金銭的援助」、「年少扶養控除の復活」といった「金銭的援助」の拡充を望む親が全体の75.8%である。「病時・病後児保育制度の充実」、「(休日保育、延長保育等)保育サービスの多様化」または「保育所の増設」を望む保護者も、全体の50.3%を占めている。一方、「育児休業の法定期間の延長」または「子の看護休暇の法定期間の延長」を希望する保護者は全体の15.4%である。

ふたり親に比べて、ひとり親は「金銭的支援」を選ぶ割合が高く(82.2%vs.74.9%)「保育サービス」(43.1%vs.51.4%)と「休業・休暇の期間延長」(9.3%vs.16.2%)を選ぶ割合は低い。高学歴層に比べて低学歴層は、「金銭的支援」を選ぶ割合が高く(79.8%vs.72.8%)「保育サービス」(43.7%vs.55.2%)と「休業・休暇の期間延長」(11.0%vs.18.5%)を選ぶ割合は低い。また、6歳以上児童の保護者と比べて、3歳未満児童の保護者は、「保育サービス」(69.6%vs.41.2%)と「休業・休暇の期間延長」(27.8%vs.11.1%)を愛好する傾向がある。

- ☑ 望む公的支援の1位は「金銭的援助」、2位は「保育サービス」
- ☑ ひとり親と低学歴層は、「金銭的支援」を愛好する傾向がある

図表 5-7 拡充してほしい公的支援(％、3つまでの複数回答)

	世帯類型別			学歴別		未子の年齢層別		
	世帯計	ふたり親世帯	ひとり親世帯	中学校・高校	短大・大学等	3歳未満	6歳未満	6歳以上
第2回(2012)								
金銭的支援(～のいずれか)	78.1	77.4	82.8	83.5	74.6	75.5	86.8	76.7
保育サービス(～のいずれか)	52.7	53.9	44.2	49.3	55.9	70.8	54.4	48.0
休業・休暇の期間延長(または)	12.5	12.9	9.2	8.4	15.9	21.9	8.4	10.7
第3回(2014)								
金銭的支援(～のいずれか)	75.8	74.9	82.2	79.8	72.8	74.6	79.3	76.5
児童手当の増額	58.2	56.5	70.5	63.5	54.0	61.7	63.6	56.9
年少扶養控除の復活	14.6	14.6	14.7	14.8	14.2	12.9	21.8	14.1
乳幼児医療費助成期間の延長	29.8	31.9	15.2	29.8	29.8	26.6	32.5	30.7
職業訓練を受ける際の金銭的援助	15.3	14.4	21.4	17.6	13.8	7.3	12.3	19.2
保育サービス(～のいずれか)	50.3	51.4	43.1	43.7	55.2	69.6	59.9	41.2
保育サービスの多様化	26.8	27.4	21.9	21.7	30.3	35.5	32.0	23.2
保育所の増設	23.4	24.4	16.4	18.9	26.2	41.3	27.6	16.4
病時・病後児保育制度の充実	27.3	27.7	24.6	24.5	29.7	28.0	29.7	25.4
休業・休暇の期間延長(または)	15.4	16.2	9.3	11.0	18.5	27.8	15.3	11.1
育児休業の法定期間の延長	9.9	10.8	4.0	6.6	12.4	21.1	10.6	5.8
子の看護休暇の法定期間の延長	7.6	7.8	5.8	5.6	9.0	10.5	8.2	6.3

注：還元倍率(母集団数/有効回答数)で重み付けした集計値である。